

船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

○船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定により、浄化槽保守点検業者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽保守点検業 浄化槽の保守点検を行う事業をいう。
- (2) 浄化槽保守点検業者 次条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。

(登録)

第3条 本市の区域内において浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 本市の区域を営業区域とする営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地
- (3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- (4) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 申請者が第6条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書面
- (2) 第9条第2項に規定する器具の明細を記載した書類
- (3) その他規則で定める書類及び図面

(登録の実施等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なくその旨を当該申請者

船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

に通知しなければならない。

3 何人も、市長に対し、登録簿の閲覧又は謄本の交付を請求することができる。

(登録の拒否)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 法の規定若しくは法に基づく処分又はこの条例の規定若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその取消しの日から2年を経過していないもの
- (4) 第12条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 浄化槽保守点検業者に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第9条第1項又は第2項に規定する要件を欠く者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、遅滞なくその旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

(廃業等の届出及び登録の失効)

第8条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は法人の役員

2 浄化槽保守点検業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その者に係る第3条第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。

(浄化槽管理士の設置等)

第9条 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに浄化槽管理士を置かなければならない。

船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

- 2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。
- 4 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項又は第3項の登録の有効期間ごとに、第1項の規定により置く浄化槽管理士に対し、規則で定める研修の機会を確保しなければならない。
- 5 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その結果当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかにその旨を当該浄化槽の浄化槽管理者及びその者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあっては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知するものとする。

(標識の掲示)

第10条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとにその見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第11条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとにその業務に関する帳簿を備え、規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第12条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
 - (2) 第6条第1項第1号、第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (4) 第9条第1項から第3項までの規定に違反したとき。
 - (5) 法第12条第2項の命令に違反したとき。
- 2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により処分をした場合においては、その理由を示して、遅滞なくその旨を当該浄化槽保守点検業者に通知しなければならない。

(登録の抹消)

第13条 市長は、浄化槽保守点検業者の登録が効力を失ったときは、その登録を抹消しなければならない。

(報告徴収、立入検査等)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

- 2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、当該職員に浄化槽保守点検業者の営業所その他の浄化槽保守点検業の用に供される施設に立ち入り、帳簿、

船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 3 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第15条 次の各号に掲げる者は、申請又は請求の際、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 第3条第1項の規定により登録を受けようとする者 1件につき 30,000円
- (2) 第3条第3項の規定により登録を受けようとする者 1件につき 28,000円
- (3) 第5条第3項の規定により謄本の交付を請求しようとする者 1通につき 300円

2 既に納付した手数料は、還付しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正な手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第12条第1項の規定による命令に違反した者

第18条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第3項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
- (2) 第11条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- (3) 第14条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第14条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年千葉県条例第19号）の規定によってなされた浄化槽保守点検業者（本市の区域を含む区域をその営業区域とする浄化槽保守点検業者に限る。）に係る登録は、この条例の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則（平成16年12月24日条例第36号）

船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第15号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第3条第1項の登録（同条第3項の更新の登録を含む。）を受けている者又はこの条例の施行前にした登録の申請に基づきこの条例の施行後に同条第1項の登録を受けた者（更新の登録の場合にあっては、この条例の施行後に登録に係る同条第2項の有効期間（以下「有効期間」という。）が満了する者を除く。）の当該登録に係る有効期間については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日条例第19号）
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成29年4月1日までに改正前の第3条第1項又は第3項の登録を受けた者（同条第5項の規定の適用を受ける者であって、その者の登録の有効期間の起算日が同月1日以前であるものを含む。）であって、令和2年4月1日において引き続き当該登録に基づき浄化槽保守点検業を営んでいるものについては、同日から当該登録の有効期間が満了するまでの間、改正後の第9条第4項の規定は、適用しない。